

## 1 策定の趣旨

全国的に人口減少や少子高齢化が進む一方で、グローバル化やデジタルイノベーション\*の急速な進展等により、日本の産業構造や就業構造、経済社会システムは大きな変革の時期を迎え、先を見通すことが難しい時代となる中、次代を担う子供・若者一人一人が、生まれ育った環境に関わらず、将来に夢や希望を持ち、それを実現するために必要な資質・能力を育成していくことが重要となっています。

とりわけ乳幼児期\*は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、乳幼児期の教育・保育がその後の学校教育における生活や学習の基礎となるほか、胎児・乳幼児期における環境要因がその後の健康状態に影響を及ぼすことから、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中でも、子育て家庭が悩みや不安を抱えて孤立したり、子供たちが虐待や貧困などのリスク環境に取り残されたりすることのないよう、社会全体で見守り、支援していく必要があります。

このため本県では、令和2（2020）年に、本県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の子供・子育てに係る分野別計画として「ひろしま子供の未来応援プラン」を策定し、乳幼児期からの質の高い幼児教育・保育や、すべての子育て家庭に妊娠期から寄り添う「ひろしまネウボラ\*」の構築などによる子育ての安心感の醸成、児童虐待防止対策等、子供たちを社会全体で育てていくための様々な施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、令和2（2020）年度から始まったコロナ禍の影響もあり、経済的な不安定さや子育てへの不安・負担、児童虐待、ひきこもり等、子供・若者を取り巻く課題は、複雑かつ複合化しています。こうした状況は、若い世代や子育て家庭の子供を持ちたいという希望にも負の影響を及ぼし、令和4（2022）年には出生数が80万人を下回るなど、平成29（2017）年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（中位）の予測を8年も前倒すスピードで、出生数の低下が進んでいます。

こうした事態を重く受け止めた国は、子供に関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、子供施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月にこども基本法を制定し、令和5（2023）年12月には、従来は別々に策定されていた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱\*」を策定しました。

本県においても、今回新たに策定する「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」においては、こどもまんなか\*の視点を持って、子供・子育て家庭への支援に包括的に取り組むとともに、新たに少子化対策や青年期の若者への支援の観点を加えることとしました。

結婚や妊娠・出産、子供の乳幼児期から学童期・思春期・青年期と続くライフステージに応じた子供や子育て家庭への支援を通して、子育てへの安心感を醸成していくことは、次の子供を持ちたいという希望にもつながることから、地域社会の活力を維持していくためにも、社会全体で課題意識を共有しながら、このプランに掲げる施策を包括的に推進していく必要があります。

明日の広島県を担う子供や若者が、成育環境の違いに関わらず、夢や希望を持って、未来を切り拓いていけるよう、また、子供を持ちたいと希望する人が、安心して子供を持ち、子育てができるよう、このプランの目指す姿の実現に向けて取組を進めてまいります。

## 2 プランの位置付け

### (1) 法的位置付け

このプランは、こども基本法に基づき都道府県が定めるよう努めるものとされている「都道府県こども計画\*」であり、子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画\*」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画\*（計画期間 10 年）」の前期計画としても位置付けます。

また、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく基本的な方針を踏まえた「成育医療等に関する計画」としても位置付けます。

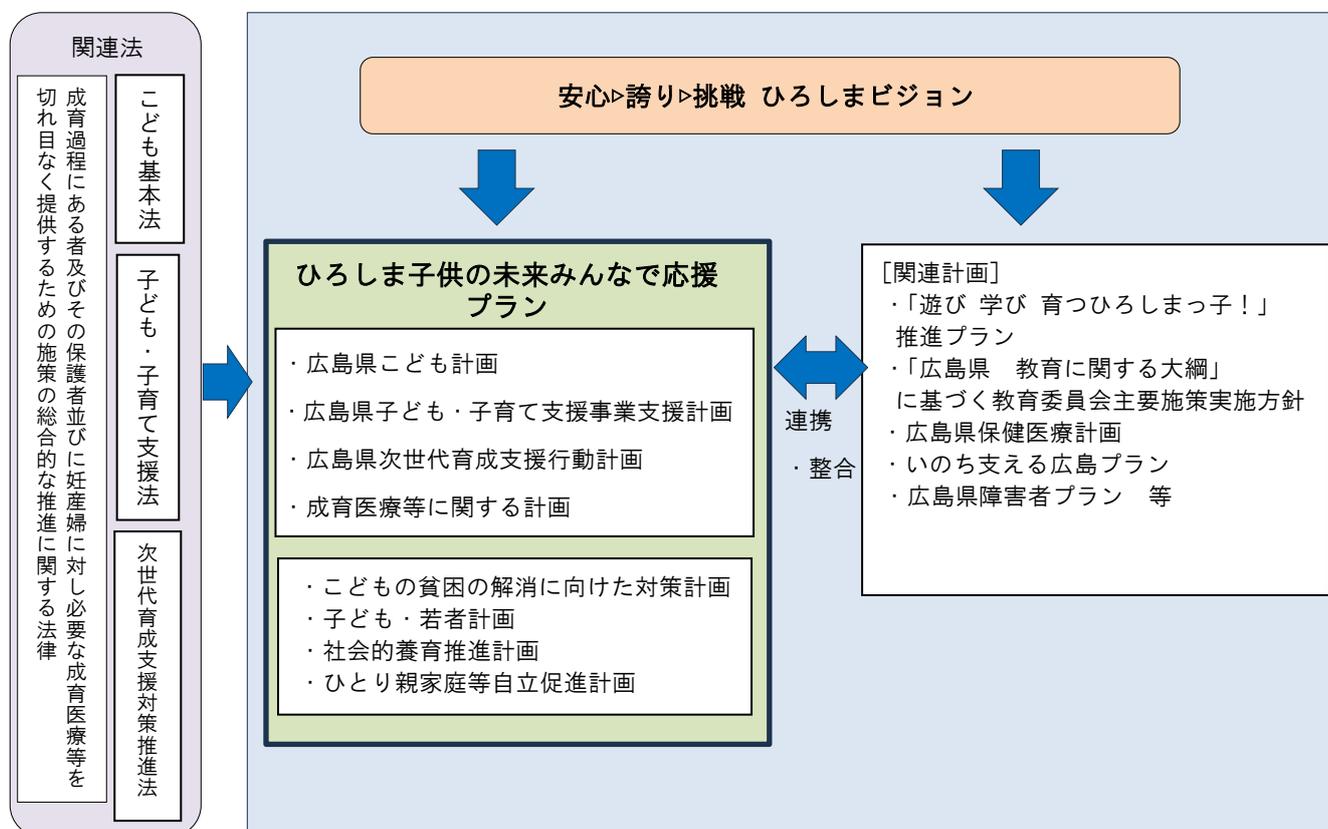
さらに、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、「子ども・若者計画」、「社会的養育推進計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の内容も盛り込み、それぞれの計画としても位置付けます。

### (2) 他計画との関係

このプランは、本県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における子供・子育てに係る分野別計画です。

また、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン\*、「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針、「広島県保健医療計画」、「いのち支える広島プラン」、「広島県障害者プラン」等の関連する計画との整合を図り、本県の子供・子育て施策全体の調和を保って推進します。

なお、本プランと各計画の期間の違いにより、本プラン策定時に、計画期間の終期（令和 11（2029）年度）までの目標設定ができない場合がありますが、その場合は、関連計画の改定時に設定される新たな目標を、本プランの目標として扱うこととします。



### 3 プランの計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

### 4 プランの対象

妊娠期からおおむね30歳未満のすべての子供・若者と子育て家庭及び子供・若者を取り巻く社会のすべての構成員

※ 子供、児童や若者の定義は法律や事業によって異なる場合がありますが、こども基本法においては「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、これは、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）から、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と、子供が若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、「おおむね30歳未満」を目安としています。

### 5 プラン策定の考え方

プラン策定に当たっては、旧プランを構成する施策のKPI（主要成果指標）の実績点検や目指す姿と現状のギャップ、さらに、各種調査結果や今後予想される社会情勢等の変化、令和5（2023）年12月に策定されたこども大綱\*のほか、令和5（2023）年度に実施した子供の生活に関する実態調査や高校生等へのアンケート調査により把握した子供の意見も踏まえ、庁内の横断的組織である「子供未来応援プロジェクト・チーム」で議論を重ね、新たな施策体系、目指す姿や取組の方向などに反映しました。

〈 特に考慮が必要な社会情勢等の変化 〉

- ① 人口構造・世帯構造の変化、少子化の進展
- ② 共働き世帯の増加などライフスタイルの多様化
- ③ 感染症、自然環境等による生活習慣等の変化
- ④ 児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめの増加、ヤングケアラー等、子供・若者を取り巻く課題の複雑化・複合化、格差拡大の懸念
- ⑤ SNS\*の普及、インターネット利用の低年齢化や生成AI\*等のデジタル技術の進展

## 6 子供・若者の意見の尊重

子供施策の推進に当たっては、子供・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、子供や若者・子育て当事者とも一緒に進めていくことが必要です。

このため、子供・若者が自らの権利について学び、自らが権利の主体であることを理解できるよう、子供の権利に関する普及啓発を図るとともに、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨・内容について広く社会全体に周知し、こどもまんなか\*の意識の浸透を図る必要があります。

また、こども基本法では、子供施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となる子供等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられており、子供や若者とともに社会をつくるという認識のもと、安心して意見を述べる場・機会の提供や、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障するとともに、広く社会全体で、子供や若者の主体的な社会参画を後押しすることが求められます。

## 7 社会全体でのプランの推進

子供は社会の希望であり、未来をつくる存在です。

子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子供や保護者の幸せにつながることはもとより、将来、社会への活力を維持し成長を続けるための担い手の育成となるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

このプランを着実に推進していくためには、子供・若者自身をはじめ、子育て当事者、子育てを終えた人、子供を持たない人、県や市町、地域、子供の育ちに関わる者、企業等、県民全体がこのプランの「目指す姿」を理解して共有し、総力を挙げて取組を進めることが不可欠となっています。

## 8 プランのマネジメント

このプランは、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の子供・子育てに係る分野別計画として、施策ごとに「取組の方向」とKPI（主要成果指標）を定め、PDCAサイクル\*（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善））によるマネジメントを一層強化していきます。

プランの進捗については、KPI（主要成果指標）や参考指標の達成状況等に基づき、外部有識者等で構成する広島県子ども・子育て審議会において、毎年度、点検・評価を受け、庁内の横断的組織である「子供未来応援プロジェクト・チーム」を活用して、関係部局が共通の課題認識や目的意識を持ち、必要な改善を図りながら、全庁一丸となって施策の推進に取り組みます。

## 9 プランの構成

本書は、第一章「総論」、第二章「施策の柱と取組の方向」及び「資料編」で構成します。

第一章「総論」には、将来にわたって目指す社会像と、3つの施策領域ごとの目指す社会像、第二章「施策の柱と取組の方向」では、施策の柱ごとに、プランの計画期間である5年間で目指す姿やその実現のための取組の方向を記載しています。

また、「資料編」では、このプランに位置付ける、こどもの貧困の解消に向けた対策計画、子ども・若者計画、社会的養育推進計画、ひとり親家庭等自立促進計画の内容、教育・保育の量の見込みと確保方策（教育・保育の需給計画）を掲載しています。

### 【構成イメージ】

